

令和6年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年6月4日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月4日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己	ふるさと 振興課長	太 田 圭 介
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	次 長 兼 税 務 課 長	鈴 木 孝 治
		総務課長	藤 下 真 人		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	保 険 医 療 課 長	後 藤 雅 幸
		介 護 支 援 課 長	松 井 智 恵 子	こ ど も 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊	総 務 課 長	三 谷 克 利
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 次 長	舘 林 久 美
		教 育 課 長	兼 岩 英 樹		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美 登 利	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第3号 令和5年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 議案第31号 蟹江町都市計画税条例の制定について
- 日程第5 議案第32号 蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第33号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第34号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第35号 蟹江小学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第36号 蟹江中学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第37号 輸送車購入契約の締結について
- 日程第11 議案第38号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第39号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第40号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第41号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第15 議案第35号 蟹江小学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について
- 追加日程第16 議案第36号 蟹江中学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、中日新聞蟹江通信部より本日の写真撮影許可願が提出されましたので、議会傍聴規則第3条第2項の規定により許可しました。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されています。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いします。

傍聴される皆さんにお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これより令和6年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、去る5月24日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

改めまして、おはようございます。議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、早速、去る令和6年5月24日金曜日に開催されました、令和6年第2回6月定例会第1回議会運営委員会の報告を申し上げます。

1、会期の決定について。

令和6年6月4日火曜日から6月25日火曜日までの22日間。

2、議事日程について。日時、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

6月4日火曜日、本日ですね、午前9時。議案の上程、そして付託、精読、その後、先議案件の審議、採決を行います。これは、議案第35号、議案第36号です。その後、全員協議会、その後、議員総会、そして、総務民生常任委員会の所管事務調査を行う予定です。これは、今後の打ち合わせについてであります。

5日水曜日午前9時。4日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

12日水曜日午前9時、総務民生常任委員会。付託事件の審査、議案第31号から議案第34号

についてであります。同日午後1時30分、防災建設常任委員会。付託事件審査及び所管事務調査。議案第37号、その後、東郊線踏切に関する調査についてであります。

20日木曜日午前9時、一般質問。終了の後、議会広報編集委員会。これは、8月1日発行号の割り付け等。その後、議会運営委員会。これは、意見書等の取りまとめとなっております。

21日金曜日午前9時。これは、20日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

25日火曜日午前9時。委員長報告、その後、議案審議、採決、そして、閉会となっております。終了の後、議員総会、その後、議員互助会役員会、総会の予定となっております。

3、先議案件について。

(1) 議案第35号「蟹江小学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」。

(2) 議案第36号「蟹江中学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」。

以上2件は、初日に追加日程により審議、採決を行うことといたします。

4、総務民生常任委員会所管事務調査について。

6月4日火曜日または6月5日水曜日の議員総会終了後に開催し、今後の調査について打ち合わせを行うこととなっております。

5、防災建設常任委員会所管事務調査について。

6月12日水曜日、付託事件審査終了後、東郊線踏切に関するアンケート調査について、理事者から説明を受けることとなっております。

6、一般質問について。

通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告する、これはもう既に終了しております。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いいたします。

質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出をお願いいたします。質問当日にタブレットやパネル等を使用する議員は、事前に事務局まで連絡をお願いいたします。

7、意見書等について。

3月定例会から継続審議となっていた(1)から(3)と3月定例会以後新たに提出された意見書(4)から(6)の取り扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議をすることといたします。

(1) 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書。

(2) 安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書。

(3) 職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書。

- (4) 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。
- (5) 「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書。
- (6) 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書。

以上であります。

8、その他。

- (1) 議員総会の開催について。

6月4日火曜日または6月5日水曜日の全員協議会終了後及び6月25日火曜日、本会議終了後に開催し、令和6年度議会報告会等について協議することといたします。

- (2) 議員互助会役員会及び総会の開催について。

6月25日火曜日、議員総会終了後に開催することといたします。

- (3) 令和6年度議会報告会の開催について。

開催日時は、10月19日土曜日午後2時、これは予定です。会場は、蟹江中央公民館分館（産業文化会館）。詳細は、議員総会で協議することといたします。

- (4) 議場への鉢花設置について。

3月定例会から始まった議場への鉢花の設置について、6月定例会も引き続き蟹江町花き部会より鉢花が提供されるため、会期中議場へ設置することといたします。

- (5) 緊急地震速報訓練について。

一般質問の日、6月20日木曜日の午前10時に緊急地震速報訓練が実施される予定であり、同報無線及び庁舎内に放送が流れるため、会議中の場合は暫時休憩にて対応することといたします。

- (6) 蟹江町議会議員の請負の状況について。

蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び同条例施行規程の規定に基づき、令和5年度中の蟹江町に対する請負について、該当者は請負状況等報告書（様式第1号）を6月28日金曜日までに議会事務局へ提出することとなっております。

なお、定例会初日終了後の議員総会で該当者を確認することといたします。

- (7) その他。

ホームページでの議員の住所等の公表について、また、人事案件等の議案において個人情報を読み上げること、その他について、定例会初日終了後の議員総会で取り上げることといたしました。

報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番多田陽子さん、2番山岸美登利さんを指名します。

○議長 水野智見君

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定しました。

○議長 水野智見君

日程第3 報告第3号「令和5年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、ご報告申し上げます。

報告第3号「令和5年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」。

令和5年度蟹江町一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページをお願いします。

令和5年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書。

主な内容としましては、国の補助金を受けまして低所得世帯などに対する給付金事業や消防ポンプ付救助工作車の購入、小中学校のトイレの洋式化改修工事などを施行するものがございます。どちらも、令和5年12月議会、令和6年3月議会において、それぞれ補正予算として上程させていただいているものでございます。

それでは、内容でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、戸籍事務電算化事業、翌年度繰越額579万2,000円。同じく、総務管理費におきまして、事業名、社会保障・税番号制度整備事業、翌年度繰越額が937万2,000円です。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、低所得世帯支援給付事業（均等割のみ課税世帯分）、翌年度繰越額9,349万円。同じく、社会福祉費で、低所得世帯支援給付金事業（こど

も加算分)、翌年度繰越額2,325万円。同じく、社会福祉費、事業名、低所得世帯支援給付金事業(追加分・拡大分)、翌年度繰越額635万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額119万7,000円。

8款消防費、1項消防費、事業名、消防施設整備事業、翌年度繰越額9,878万円。

9款教育費、2項小学校費、事業名、小学校施設整備事業、翌年度繰越額1億820万1,000円。同じく、教育費、3項中学校費、事業名、中学校施設整備事業、翌年度繰越額6,886万2,000円。

合計としまして、4億1,529万8,000円の繰越額でございます。

なお、それぞれの繰越額の財源内訳につきましては、未収入特定財源としまして国庫補助金と地方債、一般財源には前年度繰越金を充当させていただくものでございます。

以上のとおりご報告しますので、審査のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回繰り越しが出ているんですけれども、4款の衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、これも繰り越すということで、この辺が今実際繰り越さなければいけないのか、その辺がちょっと分からないんですけれども、ほとんどがもう打たないと思うんですけれども、ちょっとその辺をお願いいたします。

○民生部長 不破生美君

おはようございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種の関係でございますので、民生部のほうから答えさせていただきますと思います。

こちらの金額につきまして繰り越すものにつきましては、実は3月末まで接種のほう補助ということで市町村の補助でやっておりましたので、その3月分の接種費用につきましては、実は6月ぐらいの支払いになるということで、ちょっと年度を越えてしまいますので、この中身のほとんどは、その接種費用分が一部、1カ月分だけ次年度分で支払いをするという形になっておりますので、その分だというふうにご了承いただければと思います。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、報告第3号「令和5年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計

算書について」を終わります。

○議長 水野智見君

日程第4 議案第31号「蟹江町都市計画税条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第31号「蟹江町都市計画税条例の制定について」。

蟹江町都市計画税条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町都市計画税条例。

制定の内容につきましては、後ほど制定要点で説明させていただきます。

7ページの下段をお願いいたします。

提案理由。

この案を提出するのは、都市計画事業等に必要な財源を確保するための措置として、地方税法の規定に基づき、令和7年度から都市計画税を課するため必要があるからである。

なお、8ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

蟹江町都市計画税条例の制定要点。

制定の内容としましては、第1条、課税の根拠から第7条の減免及び附則まで、都市計画税を賦課徴収するために必要な事項を規定する内容となっております。

それでは、条文に沿って説明させていただきます。

第1条第1項、課税の根拠が、地方税法第702条第1項である旨を規定する。

第2項、賦課徴収の根拠が、法令、蟹江町税条例及びこの条例である旨を規定する。

第2条第1項、課税客体として、市街化区域内の土地及び家屋を規定し、また、納税義務者として、その所有者と規定する。

第2項、価格が、固定資産税の課税標準となるべき価格である旨を規定する。

第3項、一般住宅用地の特例として、200平方メートルを超える部分の課税標準額を3分の2とする旨を規定する。

第4項、小規模住宅用地の特例として、200平方メートル以下の部分の課税標準額を3分の1とする旨を規定する。

第3条、税率は、0.3%とする旨を規定する。

第4条、賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする旨を規定する。

第5条、納期について、全4期である旨などを規定する。

第6条、固定資産税とあわせて賦課徴収する旨を規定する。

第7条、減免について、固定資産税の例による旨を規定する。

附則第1項、この条例が公布の日から施行され、令和7年度分の都市計画税から適用される旨を規定する。

附則第2項から第18項まで、負担調整措置やわがまち特例など固定資産税に準じた特例措置を規定する。

附則第19項、蟹江町税条例の一部改正について規定する。

なお、参考としまして、令和5年度において都市計画税を課税した場合の土地・家屋納税義務者数及び課税総額の試算について記載しましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、補足資料としまして都市計画税額の計算例を添付しましたので、こちらも併せてお目通しをお願いいたします。

以上のとおり提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

今回、大変重要案件だと思いますけれども、今回再導入ということで、また一般質問でも、あと委員会でもあるんですけれども、この間、昨年、議員の皆さんに全員協議会で12月議会に説明があつて、その後、新聞にも載って、3月議会で町長の施政方針でも触れられ、代表質問でもそれぞれ行ったと思います。

その前に、町民への説明ということで、この都市計画税導入の住民説明会を3回行って、その後5月の広報にも掲載されてそこで見た人もいますけれども、なかなか知らない人のほうがまだまだ多い。この現状で、この6月議会で上程されて、可決否決、どちらになるか分かりませんが、なった場合に、この後が本当に、仮に決まったとしても住民への説明を今後どうしていくのか、このまま行っちゃって、もう来年通知を送っちゃう予定でいいのか、ちょっとその辺をまずお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、都市計画税について住民の方がまだまだ周知が足りないのではないかというご質問でございます。

仮にこちらの条例のほうが可決されまして制定されましたら、またさらに住民の方への周知はやっていくつもりでございます。方法としましては、町のホームページ、広報「かにえ」、あと、ちょっとこれまだできるかどうか予算的に分からないんですが、固定資産税の納税義務者の方に向けて、都市計画税が始まりますということの案内のチラシを送れたらいいなというふうには今考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ホームページ、また説明、今までも3回も行って、なかなかそれでもまだ周知されていないというのが現状で、この後、ほかの方法で市街化区域の固定資産税が賦課されている人に送る予定。ちょっとその辺も含めてもっと、どうしても決して低い税じゃないと思います。ただでさえ固定資産になおかつ、最高税率の0.3%ということを掛けるということで、どうしても今のこの物価高で本当に、この間、僕も回りながらお話しをさせていただくと、特に年金暮らしのひとり暮らしの方、本当に年金は微々たるものしか上がらないし、そこへまた固定資産で都市計画税がまた新たに追加されて、どうやってやっていったらいいのということを本当に聞きます。

その辺を含めて、周知は本当に必要だと思いますけれども、その辺の対応をどうしても必要なんだということを今後どうしていくのか、お願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

まず、今最初にご質問のありましたそのチラシですね、市街化区域の方だけに送るのかどうかですが、できたら固定資産税の納税義務者の方、調整区域の土地・家屋しか持っていない方に対しても、案内としてお知らせできたらいいなというふうに今考えております。

あと、確かに年金暮らしの方やお金に余裕のない方にも、今固定資産税が課税されている方に対しては都市計画税がかかっていくんでありますけれども、そちらにつきましては、やはり町の財政的なことですか、そういった趣旨もご理解いただいて、何とかご協力いただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○総務部長 鈴木 敬君

すみません、私のほうからも少し補足させていただきます。

次長のほうからお答えさせていただいたとおりですが、基本的にはホームページ、それから広報等が中心になると思いますので、そういったところも含めまして効果的に効率よく周知できるような体制、体制というか効果を上げられるような形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第5 議案第32号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

改めまして、よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます、議案第32号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年蟹江町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、福祉医療費の支給等に関する事務に必要なからでございます。

4ページから7ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

8ページ、一部改正要点でございます。

別表第1（第4条関係）及び別表第2（第4条関係）に子ども医療費、障害者医療費、母子・父子家庭医療費、精神障害者医療費、後期高齢者医療費の支給に関する事務を加え、別表第3（第5条関係）の3の項を削る。

附則、公布の日を施行日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回の今部長のほうから提案理由ということで、福祉医療、子ども医療費から含めた福祉医療の支給に関する事務に必要なという提案なんですけれども、これについて支給、今までだと、例えば子どもの医療費に関しての国保なら国保とほかにあったんですけれども、これ関係する事務に必要なというのは、どういう関係する事務なのか、まずお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました福祉医療に関係する具体的な事務ということになりますけれども、今年度の12月2日をもちまして保険証の新規の発行というものがなくなり、いわゆるマイナ保険証というものに統一される形になりますけれども、福祉医療事務に関しましては、保険証と一体的に発行されるものでございます。そういった関係がある関係上、保険証がなくなった場合に福祉医療事務で保険証の記号・番号等の情報を得るために、国へマイナンバーの利用事務として申請し、そういった保険証の情報をまず確認するための事務として、今回利用を申請するものでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そうなんですよね。12月2日に紙の保険証を、それに対して付随しているんな福祉医療があって、紙の保険証をなくす関係で、いわゆるマイナ保険証に一体化する方向で、その事務を行っていくということの理解でよろしいんですね、お願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいま議員がおっしゃられたとおりでございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明させていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

2ページ、3ページは新旧対照表でございます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、一部改正要点でございます。

第2条（課税額）。

第3項。地方税法施行令等の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「22万円」を「24万円」に変更する。

第24条（国民健康保険税の減額）。

第1項。世帯の所得が一定金額以下で、国民健康保険税のうち均等割額及び平等割額が軽減対象となる世帯の後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を「22万円」を「24万円」に変更する。

同項第2号及び第3号。5割軽減判定基準の加算額「29万円」を「29万5,000円」に変更。
2割軽減判定基準額の加算額「53万5,000円」を「54万5,000円」に変更。

詳細につきましては、以下の表をご参考をお願いいたします。

附則。第1項、施行日を公布の日からとした。

第2項、改正後の条例の規定は、令和6年度の国民健康保険税から適用し、令和5年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例にすることといたしました。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回、国民健康保険の課税限度額と減額、5割軽減と2割軽減の基準額なんですけれども、ちょっと分かりにくいのですけれども、実際に、じゃ蟹江町においてどんな世帯が対象になる、多分増える、限度額によって減る、その辺の特に軽減もそうなんですけれども、受ける影響世帯数とか、今回限度額の引き上げに伴って、実際に所得がどのぐらいあって限度に達しているのか、その辺が分かる、もうちょっと分かりやすく資料等があったら要求したいのですが、お願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいま議員から補足資料の要求がございましたので、後ほど提出をさせていただきます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第34号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第34号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

4 ページ、提案理由でございます。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い必要があるからでございます。

5 ページから14 ページは新旧対照表でございます。

15 ページをお願いいたします。

15 ページ、一部改正要点でございます。

第6条（保育所等との連携）。「及び第5項」を「、第2項及び第5項」に、「。第3号」を「。以下この条」に変更。

第2号、「いう」の次に「。以下この条において同じ」を追加。

第3号、「この号」の次に「及び第4項第1号」を追加。

第2項から第5項は新設でございます。内容につきましては、以下をお目通しください。

次ページ、16 ページをご覧ください。

16 ページ下段、第16条（食事の提供の特例）。

第2項第4号を新設いたしました。内容は、以下をお目通しください。

次ページ、第23条（職員）。

第2項第2号、「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に変更。

第28条（設備の基準）。第7号、イの表4階以上の階の項中「付室」の次に「（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」を追加。

第29号（職員）。

第2項第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童における職員配置基準「20人」を「15人」に変更。

第4号、満4歳以上の児童における職員配置基準「30人」を「25人」に変更。

第3項、「看護師」を「看護師又は准看護師」に変更。

第31条（職員）。

第2項第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童における職員配置基準「20人」を「15人」に変更。

第4号、満4歳以上の児童における職員配置基準「30人」を「25人」に変更。

第3項、「看護師」を「看護師又は准看護師」に変更。

第37条（居宅訪問型保育事業）。

第4号、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加。

第43条（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）。

第8号、イの表4階以上の階の項中「付室」の次に「（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」を追加。

第44条（保育所型事業所内保育事業所の職員）。

第2項第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童における職員配置基準「20人」を「15人」に変更。

第4号、満4歳以上の児童における職員配置基準「30人」を「25人」に変更。

第3項、「看護師」を「看護師又は准看護師」に変更。

第45条（連携施設に関する特例）。

「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に変更。

第2項は新設でございます。お目通しください。

第47条（小規模型事業所内保育事業所の職員）。

第2項第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童における職員配置基準「20人」を「15人」に変更。

第4号、満4歳以上の児童における職員配置基準「30人」を「25人」に変更。

第3項、「看護師」を「看護師又は准看護師」に変更。

附則。第1項、施行期日、公布日を施行日といたしました。

第2項（経過措置）。保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しないことを規定。この場合において、この条例による改正前の蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有することを規定。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、総務部次長兼税務課長、こども福祉課長の退席と、消防本部総務課長、教育課長の入場を許可します。総務部総務課長は席を移動してください。

職員の入れ替えのため、暫時休憩とします。

(午前9時49分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時51分)

○議長 水野智見君

先ほど、板倉議員のほうから議案第33号において資料請求がありました件で、担当部課長から確認の上、資料を7日までに事務局へ提出していただくことになりましたので、お伝えします。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第35号「蟹江小学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 舘林久美君

それでは、よろしくお願いいたします。

議案第35号「蟹江小学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」。

令和6年5月15日指名競争入札に付した蟹江小学校中校舎トイレ改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

- 1、契約の目的、蟹江小学校中校舎トイレ改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億120万円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額920万円。)
- 4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地1、株式会社加藤建設、代表取締役社長、加藤明。

5、支出科目、令和5年度蟹江町一般会計繰越明許、9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、14節工事請負費です。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

1番の株式会社加藤建設から、12番の株式会社大笹組までの12社でございます。左から会社名、自己資本金、総合数値、格付となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。続きまして、3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数は、おおむね12社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領第2条の規定の基づく本工事の発注基準は、建築工事・等級A（1億円以上）相当工事である。

3、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第3項の規定に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

4、令和6・7年度蟹江町建設工事業者一覧（建築工事）より、上記2及び3の条件を満たす建築工事・等級Aの業者は、2社である。

5、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数12社に満たないため、蟹江町請負業者選定要領第3条第2項に規定に基づき、1段階下位の建築工事・等級Bの業者2社を追加した。

6、上記5の理由により、2社追加しても蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数12社に満たないため、海部津島地区に所在し、過去5カ年の間において蟹江町が実施した建築工事の入札に誠実に参加した等級Aの業者8社を追加した。

7、上記の理由により、本工事の指名業者として12社を選定いたしました。

4ページをお願いいたします。

こちらは、5月15日に執行いたしました入札執行調書となります。

工事の内容といたしましては、蟹江小学校中校舎の1階から3階のトイレブースの改修工事となります。乾式の洋式トイレへと改修してまいります。

こちらの結果といたしまして、業者番号の1番、株式会社加藤建設が、こちら税抜きの金額でございます、9,200万円で落札をいたしました。落札率は、97.4%となります。

なお、補足資料といたしまして、改修前と後の図面及び過去に実施いたしました、学戸小学校になりますけれども、写真を添付させていただいております。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回ずっと小学校、中学校の洋式化ということで、今説明あったように1階から3階、設計図でいくと工事が3フロアということですね。そこで、ちょっと今までより若干何か高いような気がして、税込みで1億円を超すという工事で、実際にそこまでかかるものなのか。公共事業だから、かかるよと言われればそれまでかもしれませんが、若干ちょっとその辺をもう少し説明をお願いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

今の質問に関しましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今までも同じような形で工事のほうを進めさせていただいておりましたが、内容としまして、施設設備、仮設の工事費等も含め、人件費等も含め、若干今までよりも工事費のほうが高くなっているかと思います。その辺のところをご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

若干ちょっと今までよりはかかるということは認識しているということ。

あとの中学校の話も含めてなんですけれども、後で聞くよりここで一括してちょっと聞いておきますけれども、じゃ実際に、多田議員からも小学校の悪臭問題があったと思うんですけれども、その辺について、これだけ工事を1億円かけて3フロアやるということで、その辺の問題等は解決できてくるんですね。

○教育部次長 舘林久美君

ご心配ありがとうございます。私のほうも蟹江小学校を実際に見させていただいて、やはり同じようなことを感じております。

今度は乾式のトイレに変わってまいりますので、配管等もきちんと整備してまいりますので、悪臭の心配はなくなるだろうと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

そういうことで、トイレ改修ということで、その辺も改善されるということで。

毎年毎年あるんですけれども、じゃ実際に今回は小学校の請負契約なんですけれども、全体的にどこまで今現状進んだのか、あと、今後の予定をちょっとお聞かせをお願いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

今のご質問に対して説明させていただきます。

一応今設計の段階でもう終わりました、今後夏休みにかけて大規模な工事が始まっていくと思います。7月、この議決をいただいた後に打ち合わせ等を進めていき、夏休みに大がかりな工事をやり、蟹江小学校につきましては、12月末までを工事予定としております。

以上です。

○教育部次長 舘林久美君

ありがとうございます。

すみません、恐らく進捗率のところよろしいでしょうか。進捗率は、後で申し上げる蟹江中学校も含めて申し上げますと、全体で68.89%に進んでまいります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そこまで進むということで、もう一つ、今回小中学校のトイレ改修ということで、夏休み期間にほぼ完了して、ちょっと先ほどの答弁で12月と、僕の聞き間違いだと思ふんですけども、その辺。たしか前回説明聞いたときには、夏休み中に工事を終えてやると、ちょっとその辺の再度確認と、以前、夏休み中に終わらなくてもうちちょっとかかったよということもあったと思いますけれども、その辺をお願いいたします。

○総務部長 鈴木 敬君

すみません、今議員からお話あった件ですけれども、私が議案説明会の際にちょっと説明不足というか、ちょっと事足らずということがありましたので、説明させていただきます。

私が申し上げたかったのは、いわゆる工事で騒音なんかがすごく大きくなるような、子どもたちに影響するようなメイン的な、ちょっと影響を与えるような工事については、夏休みを中心に行わせていただきます。その後、いろいろ配管ですか、そういった細かな施工もあるんですけれども、そういったものについては少し時間をおいてということで、先ほど教育課長からもありましたように12月いっぱいぐらいですかね、年内を目指してということでやらせていただくというような内容になっております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第35号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第36号「蟹江中学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 館林久美君

それでは、続けてよろしく願いいたします。

議案第36号「蟹江中学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」。

令和6年5月15日指名競争入札に付した蟹江中学校中校舎トイレ改修工事について、下記

のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

- 1、契約の目的、蟹江中学校中校舎トイレ改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、6,380万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額580万円。）
- 4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町西之森二丁目91番地、大藤建設株式会社蟹江支店、支店長、村山英敏。
- 5、支出科目、令和5年度蟹江町一般会計繰越明許、9款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費、14節工事請負費です。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書となります。

1番の株式会社加藤建設から、10番の株式会社早川工務店の10社となります。左から、会社名、自己資本金、総合数値、格付となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数は、おおむね10社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領第2条の規定の基づく本工事の発注基準は、建築工事・等級B（2,000万円以上1億円未満）相当工事である。

3、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第3項の規定に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

4、令和6・7年度蟹江町建設工事業者一覧（建築工事）より、上記2及び3の条件を満たす建築工事・等級Bの業者は、2社である。

5、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数10社に満たないため、蟹江町請負業者選定要領第3条第2項に規定に基づき、1段階上位の建築工事・等級Aの業者2社及び1段階下位の建築工事・等級Cの業者3社を追加した。

6、上記5の理由により、5社追加しても蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数10社に満たないため、海部津島地区に所在し、過去5カ年の間において蟹江町が実施した建築工事の入札に誠実に参加した等級Bの業者で工事総合評定値の上位3社を追加した。

7、上記の理由により、本工事の指名業者として10社を選定いたしました。

4ページをお願いいたします。

5月15日に執行いたしました入札執行調書の写しとなります。

工事の内容は、1階、2階にございますトイレブースの改修の工事となります。先ほどと同じように、乾式のトイレへと改修してまいります。

業者番号2番の大藤建設株式会社蟹江支店が、こちら税抜きの金額でございます、5,800万円で落札をいたしました。落札率は、98.2%となります。

こちらと同じように、補足資料といたしまして、改修前と後の図面を添付させていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第37号「輸送車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 竹内 豊君

よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第37号「輸送車購入契約の締結について」。

令和6年4月19日指名競争入札に付した輸送車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的、輸送車購入。今回の購入につきましては、平成13年度に整備した資材搬送車の更新でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金2,361万5,900円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金214万6,900円。)

4、契約の相手方、愛知県名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社、代表取締役、小野寛利。

5、支出科目、令和6年度一般会計、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費63—01—

04-01事業、消防施設整備事業、17節備品購入費。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

物件名、輸送車購入。

納入場所、蟹江町大字蟹江本町字クノ割10番地、蟹江町消防本部。

指名業者につきましては、1から7までの平和機械株式会社をはじめ7社でございます。

他の業者につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページのほうをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、指名業者数は、おおむね7社以上とする。

2、令和6・7年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出されている業者のうち希望種目の中分類「自動車・自転車」細分類「消防用車両」に登録されている業者は49社である。

3、上記2の業者のうち本仕様に対応し、納入可能である業者は7社である。

4、上記の理由により、本物件購入の指名業者として7社を選定した。

4ページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札日時は、令和6年4月19日金曜日午前9時でございます。

事業名は、輸送車購入。

事業内容は、輸送車1台購入。

事業実施場所、蟹江町大字蟹江本町字クノ割10番地、蟹江町消防本部。

入札方法は、指名競争入札でございます。

予定価格は、税抜きで2,636万3,600円で、予定価格に対する消費税は263万6,360円でございます。

落札業者は、平和機械株式会社でございます。

落札金額は、税抜きで2,146万9,000円で、落札金額に対する消費税は214万6,900円でございます。

第1回目の入札で落札となりました。落札率は、予定価格の81.4%でございます。

なお、参考資料といたしまして写真を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

若干ちょっと聞きたいんですけれども、この輸送車なんですけれども、現状どういうときに活用というか、どういうふうに使われているのか、今消防署内で、ちょっとそこを確認させてください。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまの板倉議員の質問に答えさせていただきます。

どのようなときに使用しているのかといったご質問でございますが、災害活動の支援資器材の搬送、搬出、そういったときのほか、先日も緊急消防援助隊、能登地方に行ったような緊急消防援助隊、そういったときの活動、そのほか単に輸送手段としての使用をしてございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

備蓄倉庫から避難所へ運んだり、そういうときにも活用するんですね。若干、普通のクレーン車というか、そんな車に見えちゃうんですけども。

あともう一点だけ。前回上程して遅延の問題、遅れていましたよね、特殊車だったつけ、ちょっと名前覚えてないんですけれども。その辺の関係って、これに対してはどうか。状況的にいつ頃入る予定でいるのか、お願いします。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまの質問ですが、昨年度のポンプ付救助工作車、こちらの車両のことだと思いますけれども、現状、契約業者から聞いておる情報によりますと早くて12月ぐらいということは聞いてございます。失礼しました、早くて9月ですね、遅くとも契約期限が2月ですので、2月までには必ず入るといった情報は聞いております。

以上でございます。

失礼しました、もう一点。輸送車、今回の輸送車の件でございますけれども、輸送車の件につきましては、契約業者だけでなく、ほかの業者からもいろいろ情報を聴取しておりまして、今回につきましては、納期が遅延するといったような情報は今のところございません。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条第1項に規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第11 議案第38号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第38号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）を変更する必要があるからでございます。

2ページは、新旧対照表でございます。

3ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

別表第1（第4条関係）。

「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則、令和6年12月2日を施行日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回、先ほどもあった福祉医療の関係もそうなんですけれども、後期高齢者の広域連合で

現行の紙の保険証ですよね、廃止して、マイナ保険証等に移行していくということが法律でもう決まっているんですけども、じゃ実際に今変わる一部改正要点で被保険者証及び資格証明書、これ現在ですよね、保険証と資格証明書というのが。資格証明書を言うときりがないんですけども、を資格確認書等に改めるということで、ちょうどこの8月に新しい保険証になりますよね、7月31日の有効期限で。現状、じゃ12月2日に今の保険証はなくなる可能性ということで、ちょっと言っておきますけれども、実際に新しい保険証、この8月の発行、これってどうなるんですか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

今保険証の発行、有効期限についてご質問いただきましたけれども、まず、8月から始まります保険証につきましては、まずは1年間、今年の8月から来年の7月までの期間のものを後期高齢者につかまして発行させていただきます。そうしますと、とりあえず1年間につきましては、その保険証等を喪失しない限り使えるという状況でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今の話だと、当面8月に新しく1日付で発行される現状の保険証は1年間有効ということですよ。それ、広域にも後期高齢者にも聞いたら、そうですということで。じゃ、この資格確認書というのは、何になってくるんですか。今後のその後の話だと思いますけれども、ちょっとその確認だけさせてください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました資格確認書でございますが、今年の12月2日以降に関しましては、新規の保険証の発行がなくなります。そういった場合に、いわゆるマイナンバーカードと保険証をひもづけして、それをいわゆるマイナ保険証として利用していただいている方に関しましては、そのマイナンバーカードが保険証となりますが、そうではない方、もともとマイナンバーカードを持っていない方、またはマイナンバーカードを持っているけれども保険証とひもづけをしていない方に関しましては、12月2日以降、資格確認書というものを発行いたします。これは、現行の保険証と何ら変わるものではございませんので、それを医療機関に提出していただくことによって従来の保険証と同様の扱いとなります。

なお、この資格確認書につきましては、当面の間ということで期間は定まっておりませんが、これに関しましては今後国のほうからいろいろ通知があるかと思しますので、これにつきましては、新たな情報が出次第、またお伝えしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今の現状、今の後期高齢者医療保険の保険証を今持っている方は、12月1日までの人は1年間、1年間というか、それ以前の方は7月31日までの有効期限なんですよ。12月2日以

降に後期高齢者に移行したり何かした人が、資格確認書の発行になるんですよね。じゃ、その資格確認書、だったら今の現状の紙の保険証でいいんじゃないのと、どうしても思えちゃうんですけれども。

そういうことで今、後期高齢者の方でも、じゃ今の保険証どうなるのと結構聞かれるんですよ。当面は今の保険証でも大丈夫だと思いますし、保険証に代わる資格確認書も送られてくるから当面いいですよということは言って、じゃ、最終的にどうなるかということで、今実際にマイナ保険証でもトラブル続きで、あと、利用者もいない。今国も利用率高めるために、ちょうど5月から7月、推進でテレビでもコマーシャルやっているんですけれども、その辺を含めて本当に実際どうなのかという問題があると思いますので、じゃ今現状、紙の保険証がなくなって、多分いろいろ問い合わせがあると思いますけれども、その辺をどう認識しているのか、お願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

紙の保険証がなくなるということにつきましては、まずは住民の皆様には周知をしていくことに尽きるかと思います。そういった皆様への周知が整った後には、制度についてのご説明ということをご丁寧にしていきたくて思っておりますけれども、ただ現状、マイナ保険証に関しましても、また資格確認書につきましても、先日厚労省のほうからもいろいろ説明会ございましたが、まだ詰め切れてない部分があるようですので、今後引き続き国の動向等を注視しながら、最新の情報を伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は精読とされました。

ここで、消防本部総務課長、教育課長の退席と、介護支援課長、ふるさと振興課長の入場を許可します。

職員入れ替えのため、暫時休憩とします。再開は、10時35分とします。

(午前10時26分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 水野智見君

日程第12 議案第39号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第39号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,897万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億5,281万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の第3号補正予算につきましては、国民健康保険マイナ保険証一体化対応に伴うシステム改修に係る一般会計からの繰出金や、令和7年度から再導入を目指しております都市計画税の課税のための関連システムを改修する経費を計上するものでございます。

それでは、歳入補正となります。

20款1項1目繰越金、補正額1,647万6,000円。内訳としましては、前年度繰越金となります。

続きまして、21款諸収入、5項3目雑入、補正額250万円。内訳としまして、コミュニティ助成事業助成金でございます、250万円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出補正になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額254万1,000円。内訳としまして、住民情報管理事業としまして、固定資産業務委託料でございます。先ほど申し上げました、都市計画税の課税のための関連システムを改修するものでございます。

同じく5目企画管理費、補正額250万円。内訳としまして、町民交流事業としましてコミュニティ助成事業助成金でございます。地域コミュニティ活動の充実、強化を図るため、コミュニティ活動に直接必要な備品の整備に係る経費を補助するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,122万円でございます。内訳としまして、国民健康保険繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額271万5,000円。内訳としま

して、商工業振興管理費としまして、蟹江町観光協会の体制強化を図るため、会計年度任用職員1名の人件費を計上するものでございます。

以上のとおり提案しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

補正予算ということで都市計画税と、国民健康保険の繰出事業についてもうちょっと、先ほどマイナ保険証なんかがちらっと出たと思います。この事業のもうちょっと詳細をお願いします。

○民生部長 不破生美君

それでは、国民健康保険繰出事業の関係でございますけれども、この後でございます議案第40号のほうと連携をしておりますけれども、先にご説明させていただきたいと思います。

電子計算管理の業務委託料でございますけれども、今国民健康保険のほうで使っております国民健康保険税システムというものがございます。こちらに関しまして、先ほど来からお話がございましたように、国保のほうも12月2日以降、マイナ保険証ということで保険証とマイナンバーカードが一体化するものでございますけれども、そちらに対応するように国保システムのほうを改修するための費用でございます。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第39号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第13 議案第40号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第40号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」。

令和6年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,444万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,122万円。事務費等繰入金、先ほどご説明申し上げました一般会計からの繰り出しを特別会計で受けるものでございます。

続いて、10ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,122万円。こちら、説明といたしましては、電子計算管理業務委託料ということで、先ほど来ご説明させていただいておりますシステム改修費に当たるものでございます。

以上です。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第40号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第14 議案第41号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第41号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」。

令和6年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,802万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,349万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款県支出金、2項県補助金、3目介護施設等整備事業費補助金、補正額1億6,802万6,000円でございます。説明といたしましては、介護施設等整備事業費補助金でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1億6,802万6,000円。介護施設等整備事業費補助金でございます。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

歳出の面で、今部長のほうから介護施設整備事業補助金ということで1億6,800万何がしとあるんですけれども、これどのような事業、金額も金額だと思いますので、説明をお願いいたします。

○介護支援課長 松井智恵子君

今ご質問いただきました、こちらの予算の詳細についてお答えさせていただきます。

こちらは、町内にございます、いわゆる介護付き有料老人ホームが、町内のほうで移転をしたいということで申し出がありました。その移転に伴う費用の財源として県の補助金を活用して移転をしたいというところで、町を通じて県のほうに手挙げをしたところ、県のほうから内示をいただきまして、予算といたしましては、県から蟹江町へいただいたものを、そのまま事業者へ補助金を交付するということになっております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

県からの補助で施設ができるときに、中間で一旦蟹江町に入って渡すんだと思いますけれ

ども、今の説明だと、介護付き有料老人ホームが1つできるという認識でよろしいんですか。

○介護支援課長 松井智恵子君

現在、既にごさいます介護付き有料老人ホームの移転ですね。ですので、施設が増えるわけではごさいます。

以上でごさいます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第41号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は精読とされました。

ここで保険医療課長、介護支援課長、ふるさと振興課長の退席と、教育課長の入場を許可します。

職員入れ替えのため、暫時休憩とします。

(午前10時49分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 水野智見君

お諮りします。

精読となっていました議案第35号「蟹江小学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、議案第36号「蟹江中学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」の2案を、この際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第15 議案第35号「蟹江小学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

先ほどちょっと提案のときに聞いて、多分聞き忘れがあったと思いますけれども、ある程度、先ほど次長からもあった、69%ぐらい進みましたよと。決して安い工事じゃないと思いますので、今後の予定だけを、多分、舟入小学校が残っているのかなと思うんだけど、その辺をお願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの質問ですが、一応今全体で68%ほど終わっております。舟入小学校につきましては、個別に洋式化のほうを進めたいと考えております。これで一旦トイレのほうにつきましては、これで終わる形を取りたいかなと思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

今、舟入小学校は個別でという話が出たけれども、じゃ、実際その辺をもうちょっと整理して、次長のほうがいいのかな、お願いします。

○教育部次長 舘林久美君

舟入小学校については、まだ洋式化のほうが進んでおりません。ただ、議会に上げる金額ではないんですけれども、今年度、教室棟のほうにつきましては、舟入小学校は子どもの割にトイレの個数が少し多くて、女子のトイレで言いますと5基あるんですね。そこを少し見直して、個数を減らして洋式化を進めてまいりたいと思っております。これで子どもたちが不自由することなく過ごせるようにしてまいりたいと思っております。

あとは、職員のほうもまだ少し洋式化が進んでいない学校もあります。ですので、できればそのあたりも、やはり教員のモチベーションを上げるためにも目を向けていきたいなということはちょっと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そういう意味で個々と、議会の今回のような入札制度じゃなくて、小規模の工事だからちょこっとずつ舟入小学校をやりながら、職員のトイレ関係も直していくという理解ですね。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第16 議案第36号「蟹江中学校中校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」
を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論はないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前10時55分)